

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第63回 | 第59回人権擁護大会シンポジウム第1分科会と その大会宣言について

憲法問題対策センター委員 石原 修 (39期)

人権擁護大会シンポジウム(第1分科会)

今年の日弁連人権擁護大会は10月6日から7日にかけて福井県で開催され、6日には「立憲主義と民主主義を回復するために～安保関連法と秘密保護法の適用・運用に反対し、その廃止を求めて～」をテーマとするシンポジウム(第1分科会)が開催された。

安保関連法等に関する日弁連と全国52の弁護士会のパレード、イベント、街頭宣伝等の活動が各弁護士会から寄せられた写真やコメントを交え紹介された後、毎日新聞社特別編集委員岸井成格氏による基調講演が行われた。岸井氏は最近の体験に基づき、「権力は大事なことを隠し巧妙な嘘をつく。この壁を崩し、知る権利に尽くすのがメディアの使命である」と力説された。

社会風刺コント集団「ザ・ニュースペーパー」による「安保法制と秘密保護法」をテーマとしたクオリティの高いコントの後、フリージャーナリスト西谷文和氏より、「中東の現状」について、自身が現地で撮影した映像を中心に報告がなされ、従前の日本への親和的な関係が失われており、日本は平和外交と人道支援を中心として役割を果たすべきとの意見が述べられた。

最後に、「安保法制によって国民生活はどう変わるか」について、岸井成格氏、経済学を専門とする群馬大学名誉教授山田博文氏、フランス公法を専門とする中央大学教授植野妙実子氏、国際平和学を専門とする大阪女学院大学教授奥本京子氏によるパネルディスカッションが行われた。山田氏からは、武器輸出が日本の経済界の新しいマーケットになり、軍学共同の事態となってしまったが、経済学の観点からは、軍事産業が栄えても国民の生活は豊かにならないとされ、植野氏からは、まず、日本の立憲主義は人権保障と三権分立を支える違憲立法審査権の充実が求められ、裁判所を機能させることが重要であること、ま

た国家緊急権については、フランスにおいても安易な非常事態宣言には反対があり、日本の現状では非常事態を権力者に任せることはできない、との意見が示された。さらに、奥本氏からは、政府は積極的平和主義の意味を履き違えており、憲法9条を全面に置いた国際協力のあり方が求められること、そして岸井氏からは、メディアが分断されてしまっている状況において、本当の平和主義とは何かを自分自身で考え、権力を監視して欲しいとの意見が述べられた。

大会宣言

続く7日の大会では、「憲法の恒久平和主義を堅持し、立憲主義・民主主義を回復するための宣言案」として、「安保法制の立法化の過程においては、これに反対する広汎な世論が形成され、若者、母親、学者・文化人その他の各界各層が、自発的かつ主体的に言論、集会等の行動を通じて政治過程に参加する民主主義の大きな発露があった。…今、この国の歴史の大きな岐路に立って、当連合会は、民主主義を担う市民とともに、立憲主義国家が破壊され、この国が再び戦争の破局へと向かうことの決してないよう、憲法の恒久平和主義を堅持し、損なわれた立憲主義と民主主義を回復するために、全力を挙げることをここに表明する」との宣言が提案された。これに対し、宣言案の「日本は、国際社会の中で、平和国家としての信頼を勝ち得てきた」との文言について、沖縄の現状からすれば「一定の評価を得てきた」に修正すべきではないかとの意見が出され、執行部によりその旨修正の上、再度提案され、可決された。

シンポジウムの各登壇者の貴重な意見、そしてこれまでの日弁連及び全国の弁護士会の真摯な活動が凝縮された内容であり、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする私たち弁護士・弁護士会が、今後何をなすべきかの指針となる宣言である。